

令和7年4月1日
川崎市信用保証協会

川崎市信用保証協会会長選任理由

川崎市信用保証協会の使命は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、経営支援等といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献することにある。

そうした組織にあって、会長には、地域経済や中小企業経営への知見及び経営管理能力が求められている。

こうした観点を考慮して、今般、理事会は互選により篠原秀夫理事を会長に選任したものである。

なお、理事選任に至る過程に関しては、以下の手続きを経て、川崎市長が同氏を理事として任命（再任）したところである。

【選定手続きについて】

令和7年3月31日に篠原秀夫理事の任期が満了することから、協会は川崎市長に対して後任理事に関する諮問を依頼したところ、同氏を再任する旨の諮問書を受領した。

これを受けて協会は、理事選考委員会に諮問に関する審議を依頼したところ、同委員会は、同氏が令和4年4月1日理事に就任後、これまで専務理事及び会長として協会運営に携わってきた実績等に照らし理事に再任されることが望ましいとの結論に至った。

同委員会の審議結果は、令和7年3月18日の理事会への報告を経て川崎市長に答申され、令和7年4月1日に川崎市長から理事に任命（再任）された。